

本人確認書類

「貴金属地金・コイン・貴金属製品」の売買を行う際は、以下の本人確認書類のご用意をお願いいたします。

| 分類 | | 書類 原本に限る | 条件 |
|----|-------------------------|---|--|
| A | 1点で本人確認が出来る書類 | 個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード、在留カード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特別永住者証明書 | 名前・住所・生年月日・顔写真の記載があること。 提示時において有効であること。 |
| B | 2点で本人確認ができる書類 | 国民健康保険証、健康保険証、船員保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、健康保険日雇特別被保険者手帳、国家公務員共済組合員証、地方公務員共済組合員証、私立学校教職員共済加入者証 ----- 年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳 | 名前・住所・生年月日の記載があること。 提示時において有効であること。 |
| C | Bの書類と合わせることで、本人確認ができる書類 | 印鑑登録証明書、戸籍の謄本若しくは抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。）、住民票（△）、住民票の記載事項証明書（△）これらの写し（個人番号通知カードを除く） ----- 国税・地方税の領収書、納税証明書、社会保険料の領収書、公共料金（電気・ガス・水道に限る）領収書 | 名前・住所・生年月日の記載があること。 発行年月日が6か月以内のもの。 （△ご注意）マイナンバー確認書類として使用した場合、本人確認書類として使用することは出来ません。 ----- 名前の他、個人識別事項として住所・生年月日のいずれかが記載されていること。 領収日付又は発行年月日が6か月以内のもの。 |

マイナンバー確認書類

200万円を超えるご売却取引を行う際には、マイナンバー確認書類のご用意をお願いします。
提示されたマイナンバーが、お取引者本人のものであることを確認するため、上記に記載された本人確認書類のご用意をお願いいたします。

| 分類 | | 書類 原本に限る | 条件 |
|----|------------------|--|--|
| I | 本人確認書類として兼用できる書類 | 個人番号カード | 提示時において有効であること。 |
| II | 別途、本人確認書類を要する書類 | 個人番号通知カード（以下：通知カード） ----- マイナンバーが記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書等 | マイナンバーが記載されていること。 発効から6ヶ月以内のもの。 マイナンバー確認書類として使用した場合、本人確認書類として使用することは出来ません。 |

本人確認書類・マイナンバー確認書類 組合せ例

| 例 | 犯罪収益移転防止法に基づく本人確認書類 | マイナンバー確認書類 (200万円を超えるご売却時のみ) |
|---|-------------------------------------|--|
| ① | A 個人番号カード | 不要 |
| ② | A 運転免許証 | 通知カード マイナンバー付き住民票 マイナンバー付き住民票記載事項証明書 いずれか1点 |
| ③ | B 健康保険証 | 通知カード マイナンバー付き住民票 マイナンバー付き住民票記載事項証明書 いずれか1点 |
| | B 年金手帳 | |
| ④ | B 健康保険証 | 通知カード マイナンバー付き住民票 マイナンバー付き住民票記載事項証明書 いずれか1点 |
| | C 公共料金の明細 ※ガス・水道・電気に限る | |
| ⑤ | B 健康保険証 | 通知カードのみ |
| | C 住民票 住民票記載事項証明書 | 住民票を本人確認書類として使用した場合、マイナンバー確認書類として使用することはできません。 |
| ⑥ | B 健康保険証 | 通知カードのみ |
| | C マイナンバー付き住民票 マイナンバー付き住民票記載事項証明書 | 住民票を本人確認書類として使用した場合、マイナンバー確認書類として使用することはできません。 |
| ⑦ | B 健康保険証 | 通知カード マイナンバー付き住民票 マイナンバー付き住民票記載事項証明書 いずれか1点 |
| | C 印鑑登録証明書 | |